

I. 条例の構成

1. 条例制定の目的

全ての市民が住み慣れた地域社会において、安心して快適な生活を営み、積極的に社会参加を行いながら心豊かな生活を送ることのできるよう、川崎市では「福祉のまちづくり条例」を制定しています。〔図1〕

高齢者や障害者、妊産婦、ケガをした方々が、まちの中の建築物や道路、公園などを利用するとき、不便を感じたり使うことができないということがありますが、「川崎市福祉のまちづくり条例」では、このようなことのないよう、新しく施設をつくる

ときにはスロープや手すりの設置など、高齢者、障害者等の利用に配慮した整備をするよう基準を定めています。

また、すでにある施設についても、高齢者、障害者等に配慮した整備に努めてもらうことにしています。

これらの施設整備により、人にやさしい福祉のまちづくりを進めています。福祉のまちづくりを推進するためには、市民がお互いに理解し助け合っていくことが何よりも大切です。

図1 条例の構成

川崎市福祉のまちづくり条例
令和3年10月1日改正条例施行
第1章 総則(第1条～第6条)
第2章 福祉のまちづくりの基本方針等(第7条～第9条)
第3章 施設の整備
第1節 公共的施設の整備(第10条～第14条)
第2節 指定施設の整備(第15条～第21条)
第3節 公共車両等、公共的工作物及び住宅の整備(第22条～第24条)
第4章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づく事項(第25条～第35条)
第5章 雑則(第36条)

2. 条例制定から現在に至る経過

1) 条例の制定以前

本市では、「川崎市身体障害者のための公共建築物設計指針」を昭和49(1974)年に制定し、市の公共建築物のバリアフリー化を推進してきました。全国的に福祉のまちづくりが進展する中で、公共建築物のみならず、不特定かつ多数の人々が利用する民間の施設等についてもバリアフリー化を図り、社会参加を促進するため、昭和60(1985)年に「川崎市福祉の街づくり環境整備要綱」を制定しました。

平成5(1993)年には、これまでの要綱を廃止して、整備対象施設の拡大や、通路、階段及びスロープの幅員拡幅、車椅子利用者用駐車場やエスカレーター等の設置基準の新設等を規定した、新

たな「川崎市福祉のまちづくり環境整備要綱」を施行するなど、制度の充実に努めてきました。

2) 条例の制定

平成6(1994)年、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(以下「ハートビル法」という。)が施行されました。それにともない、全国的にも条例化の流れが促進され、平成8(1996)年には「神奈川県福祉の街づくり条例」が施行されました。

本市においても、平成8(1996)年に策定した「川崎新時代2010プラン」第二次中期計画において独自の条例制定を掲げ、平成10(1998)年1月に「川崎市福祉のまちづくり条例及び同条例施行規則」を施行しました。

3) 法改正等に対応した条例施行規則の改正

平成12(2000)年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(以下「交通バリアフリー法」という。)が制定され、また、平成14(2002)年7月には、ハートビル法が改正されるなど、川崎市福祉のまちづくり条例を取り巻く環境は急速に変化してきました。

このような状況から、本市では学識経験者や障害者、市民代表等で構成する「整備基準改正検討部会」を設置するとともに、高齢者や障害者等にアンケートやヒアリングを実施する等、広く市民の意見を伺いながら整備基準を見直し、「改正川崎市福祉のまちづくり条例施行規則」を平成15(2003)年11月に施行しました。

また、平成18(2006)年には、従来ハートビル法及び交通バリアフリー法が統合・拡充され、新たに「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー法」という。)が施行されました。

これを受けて本市では、バリアフリー法に基づく整備基準との整合を図り、「川崎市福祉のまちづくり条例及び同条例施行規則」の整備基準を、バリアフリー法に基づく整備基準と同等以上の基準に改正するとともに、条例を運用してきた中で規則に盛り込む必要性が明らかになった整備内容や項目を追加し、「改正川崎市福祉のまちづくり条例施行規則」を平成20(2008)年4月に施行しました。

4) バリアフリー法委任規定の追加

バリアフリー法では、条例で義務付ける施設の追加、対象規模の引下げ、整備基準の強化など必要な事項を付加することが可能となりました。

本市では、条例第3章「施設の整備」で規定する建築物等のうち、公共性の高い建築物や整備基準等の一部を、バリアフリー法に基づく委任規定として第4章に追加する条例改正を行い、「改正川崎市福祉のまちづくり条例」を平成21(2009)年10月に施行しました。

5) 前回(令和3年施行)の条例改正の背景と目的

以前の「川崎市福祉のまちづくり条例」の改正、平成26(2014)年の「障害者の権利に関する条約」(以下「障害者権利条約」という。)の批准、平成

28(2016)年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)の施行などを受け、平成29(2017)年に「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」(以下「建築設計標準」という。)の改正が行われました。

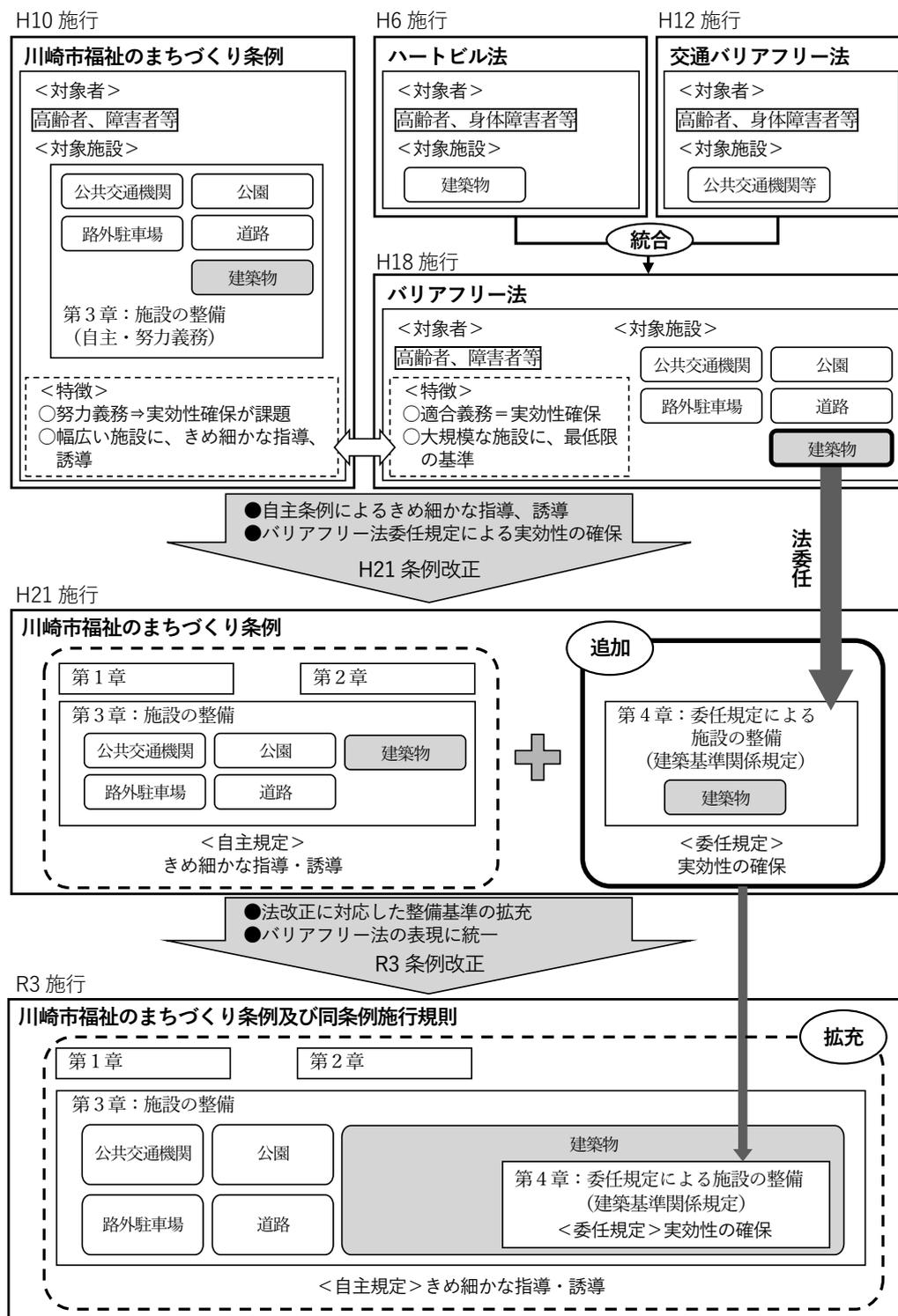
その後、平成30(2018)年のユニバーサル社会実現推進法の施行、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定を契機とした共生社会実現に向けた取組の推進等を背景に、平成30(2018)年及び令和2(2020)年にバリアフリー法が改正され、基本方針の改正、ホテル・旅館の客室設置基準の強化、特別特定建築物に公立小中学校の追加のほか、「心のバリアフリー」に係るソフト対策等が強化されたことから、高齢者や障害者等に配慮した施設バリアフリー化等について検討され、令和3(2021)年3月に建築設計標準が改正されました。

本市においても一層のバリアフリー化を推進するため、従前の川崎市福祉のまちづくり条例及び同条例施行規則における課題や、バリアフリー法等の改正内容を踏まえ、令和3(2021)年3月に「川崎市福祉のまちづくり条例及び同条例施行規則」を改正〔図2〕し、あわせて、「川崎市福祉のまちづくり条例及び同条例施行規則」に基づく整備マニュアルを改定しました。

6) 今回の条例改正について

「トイレ」「駐車場」及び「劇場等の客席」のバリアフリー化に対する社会的要請が高まっていることを受け、令和6(2024)年6月にバリアフリー法施行令が改正され整備基準の見直し等が行われたことから、本市においても令和7(2025)年3月及び4月に「川崎市福祉のまちづくり条例及び同条例施行規則」を改正するとともに、川崎市福祉のまちづくり条例施行規則の規定により市長が別に定める階等に関する告示を定めました。これにあわせて、「川崎市福祉のまちづくり条例及び同条例施行規則」に基づく整備マニュアルを改定します。

図2 条例制定から現在に至る経過



3. バリアフリー法との関係

1) 基本方針との関係

バリアフリー法では、高齢者、障害者等が日常生活、社会生活において利用する施設について、移動等円滑化に携わる者が連携してハード・ソフト両面の移動等円滑化を推進することで、移動の連続性を確保することが重要であるとしています。バリアフリー法第3条第1項に基づき主務大臣が定める「移動等の円滑化の促進に関する基本方針」において、令和3(2021)年度から概ね5年間で達成すべき整備目標として、従来の旅客施設、車両等、道路、都市公園、路外駐車場、建築物、信号機等の整備目標値や基本構想策定数の目標値に加え、「心のバリアフリー」についても目標値が示され、バリアフリー化の一層の推進が求められています。

2) バリアフリー基本構想との関係

市町村は、一定規模の駅などの旅客施設を中心とした地区等(重点整備地区)を対象に、駅などの旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、バリアフリー基本構想を作成することができます。重点整備地区において、バリアフリー基本構想に特定事業として定めた場合は、特定事業を実施すべき者(公共交通事業者、道路・公園・路外駐車場の管理者等、建築物の所有者、公安委員会)は、新築・新設だけでなく既設のものについても、バリアフリー化の義務が課せられます。

「川崎市福祉のまちづくり条例」では原則として、全ての公共交通機関の施設は、全ての項目について事前協議が必要となります。バリアフリー法による公共交通機関の施設や重点整備地区の整備と連携し、福祉のまちづくりを進めていきます。

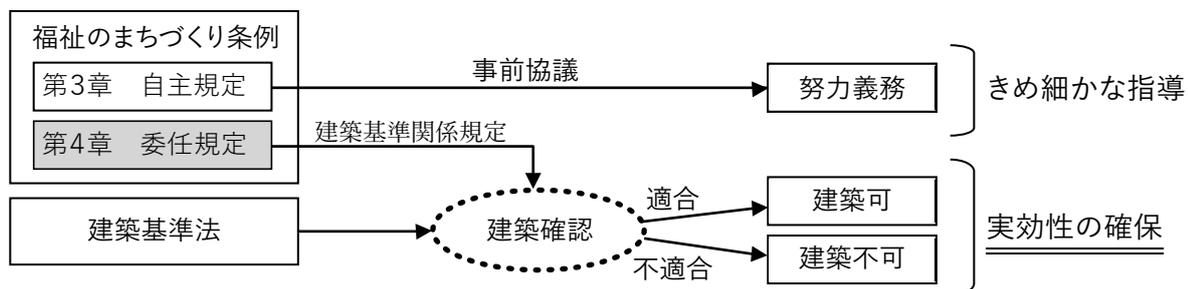
3) 委任規定と自主規定

バリアフリー法では、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」特別特定建築物のうち、床面積の合計2,000㎡以上(公衆便所は50㎡以上)のものに対して、建築物移動等円滑化基準(以下「バリアフリー化基準」という。)への適合義務を課しています。また、「多数の者が利用する」特定建築物に対してはバリアフリー化基準への適合努力義務を課しています。同様に、道路、公共交通機関、都市公園、路外駐車場についても、それぞれ移動等円滑化基準への適合義務を課しています。

また、バリアフリー法第14条第3項では、地域ごとに必要と認められる場合は、条例により、バリアフリー化を義務付ける(1)施設の追加、(2)対象規模の引下げ、(3)整備基準の強化など必要な事項を付加することが可能とされています。「川崎市福祉のまちづくり条例」では、第3章「施設の整備」で規定する建築物等のうち、公共性の高い建築物において最低限必要な整備基準等を、バリアフリー法に基づく委任規定として第4章において定め、実効性を担保しています。〔図3〕

「川崎市福祉のまちづくり条例」では、基準適合命令等の強制力はありませんが、事前協議を義務付けている指定施設の面積要件を法の対象面積より小さくするなど、より広い範囲の建築物の整備を直接的に指導できる制度となっています。整備基準についても、第3章「施設の整備」において、地方自治法に基づく自主規定として、法のバリアフリー化基準より高い水準に設定し、事前協議により、きめ細やかな指導をするなど、地域の特性や施設用途、規模、利用者の特性を十分に把握しながら実情に合った柔軟な整備を進めていく体制を整えています。

図3 委任規定と自主規定



4) 委任規定の内容

(1) バリアフリー化基準への適合が義務付けられる特別特定建築物の追加(条例第25条※1)

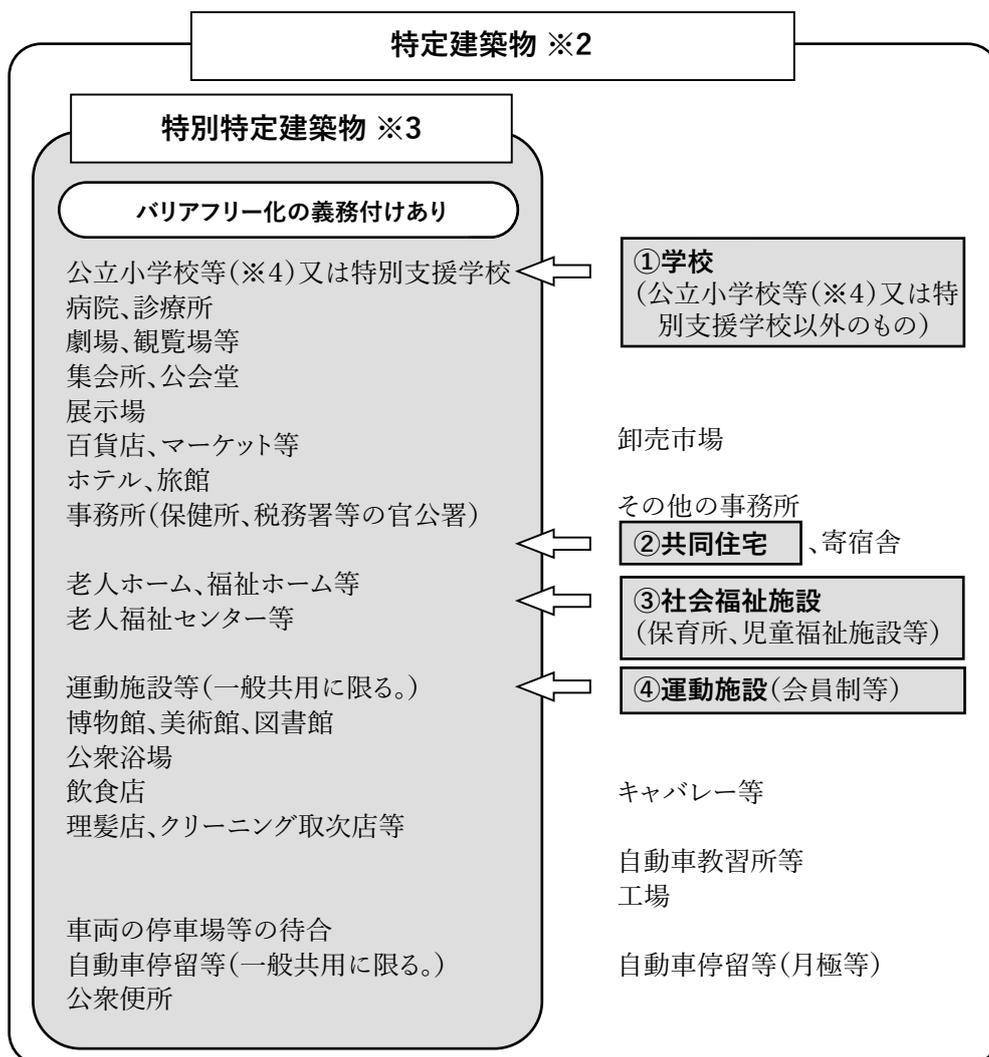
条例では、バリアフリー法第14条第3項の規定に基づき、公共性が高い施設のバリアフリー化の促進や、障害者等の利用に配慮した住宅ストックを形成する観点から、特定建築物(※2)のうち次の①から④に掲げるものを、バリアフリー化基準への適合が義務付けられる特別特定建築物(※3)に追加しています。〔図4〕

ただし、建築基準法第85条第1項若しくは第2項に規定する応急仮設建築物又は同条第5項若しくは第6項の許可を受けた建築物については、適合を義務付けていません。

- ①学校(公立小学校等(※4)又は特別支援学校以外のもの)
- ②共同住宅
- ③社会福祉施設(保育所、児童福祉施設等)
- ④運動施設(会員制等)

- ※1 委任規定、自主規定及びその整備基準の説明において「条例第〇条」は「川崎市福祉のまちづくり条例」の該当条文を指している。
- ※2 特定建築物:バリアフリー法で規定する多数の者が利用する施設。バリアフリー化基準への適合は努力義務
- ※3 特別特定建築物:バリアフリー法で規定する不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物。一定規模以上の建築を行う場合は、バリアフリー化基準への適合が義務付けられる。
- ※4 公立小学校等:小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校(前期課程に係るものに限る。)で公立のもの

図4 特別特定建築物の追加



(2) バリアフリー化基準への適合が義務付けられる建築の規模の引下げ(条例第26条)

条例では、バリアフリー法第14条第3項の規定に基づき、より広い範囲の建築物のバリアフリー化を進めるため、特別特定建築物等においてバリアフリー化基準への適合が義務付けられる建築(新築のみ)の規模を、バリアフリー法で定める規模(2,000㎡以上)から、図5のとおり引き下げます。

なお、増築又は改築(用途の変更をして特別特定建築物等にすることを含む。以下「増築等」という。)をする場合は、バリアフリー法で定める規模(2,000㎡以上)が対象となります。〔図5〕

ただし、建築基準法第85条第1項若しくは第2項に規定する応急仮設建築物又は同条第5項若しくは第6項の許可を受けた建築物については、適合を義務付けていません。

図5 対象規模の引下げ

バリアフリー化基準への適合義務付けの対象用途	対象規模(床面積の合計)	
	新築	増築等の部分
<ul style="list-style-type: none"> ・学校 ・病院、診療所(患者の入院施設があるもの) ・保健所、税務署、官公署等 ・老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉センター、保育所等の社会福祉施設 ・博物館、美術館又は図書館 ・車両の停車場等 	0㎡以上 (法令では2,000㎡以上)	2,000㎡以上 (法令のとおり)
<ul style="list-style-type: none"> ・診療所(上記以外のもの) ・集会場又は公会堂 ・百貨店、マーケット等の物品販売店舗 ・公衆浴場 ・飲食店 ・理髪店、銀行等のサービス店舗 	500㎡以上 (法令では2,000㎡以上)	
<ul style="list-style-type: none"> ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ・展示場 ・ホテル又は旅館 ・体育館、ボーリング場等の運動施設又は遊技場 	1,000㎡以上 (法令では2,000㎡以上)	
<ul style="list-style-type: none"> ・共同住宅 ・自動車の停留又は駐車施設 (一般の交通の用に供されるもの) ・公衆便所、公共用歩廊 	2,000㎡以上 (公衆便所は50㎡以上) (法令のとおり)	

(3) バリアフリー化基準の強化(条例第27~30条)

バリアフリー化基準には、建築物全体に係る一般基準と、移動等円滑化経路に係る基準があります。移動等円滑化経路にあたる部分は、一般基準に加えて、移動等円滑化経路に係る基準への適合が義務付けられます。

条例では、バリアフリー法第14条第3項の規定に基づき、第4章の委任規定で、一般基準のうち階段、便所の基準及び移動等円滑化経路に係る基準を強化しています。図5で対象となる新築、増築等を行う場合は、バリアフリー化基準及び第4章の委任規定で定める基準への適合が義務付けられます。〔図6〕

図6 遵守基準－バリアフリー化基準と第4章の委任規定で定める基準

バリアフリー化基準(バリアフリー法施行令第11~22条)			
項目		基準	施行令
一般基準	廊下等	詳細はバリアフリー法施行令参照	第11条
	階段		第12条
	傾斜路		第13条
	便所		第14条
	劇場等の客席		第15条
	ホテル又は旅館の客室		第16条
	敷地内の通路		第17条
	駐車場		第18条
	標識		第20条
	案内設備		第21条
視覚障害者移動等円滑化経路に係る基準	案内設備までの経路		第22条
移動等円滑化経路に係る基準	出入口		第19条
	廊下等		
	傾斜路		
	エレベーター及び乗降ロビー		
	その他の昇降機		
	敷地内の通路		



強化

第4章の委任規定で定める主な基準(条例第27~30条)

(第3章の自主規定で定める基準の一部を義務化)

項目		基準	バリアフリー化基準との対応関係
一般基準	階段	幅は130cm以上(共同住宅を除く)	施行令第12条の強化
		手すりを設置(踊場も含む)	
		主たる階段は、回り階段禁止	
一般基準	便所	床の表面は滑りにくい仕上げ	施行令第14条の強化
		車椅子使用者用便所及び便所の出入口の幅は80cm以上	
移動等円滑化経路に係る基準	出入口	外部出入口の幅は90cm以上	施行令第19条の強化
	廊下等	廊下等の幅は140cm以上(共同住宅を除く)	
	傾斜路	傾斜路の幅は140cm以上(共同住宅を除く)	
	敷地内の通路	敷地内の通路の幅は140cm以上	
傾斜路の幅は140cm以上			

(4) 条例対象小規模特別特定建築物のバリアフリー化基準の強化(条例第27条第2項、第33条)

令和2(2020)年12月のバリアフリー法施行令(以下「政令」という。)の改正(令和3(2021)年10月1日施行)において、条例で適合義務の対象となる建築の規模を床面積の合計500㎡未満で定めた場合における、500㎡未満の特別特定建築物(以下「条例対象小規模特別特定建築物」という。)についてのバリアフリー化基準(以下「小規模バリアフリー化基準」という。)が新設されました。この小規模バリアフリー化基準は、これまで2,000㎡以上の特別特定建築物に義務付けられていたバリアフリー化基準を緩和することにより、

地方公共団体がより柔軟に条例による規模の引下げを行えるよう新設されたものです。

川崎市においては、図5に示す通り、本政令の改正以前から、バリアフリー法第14条第3項の規定に基づき適合義務の対象規模を引き下げ、用途によっては面積にかかわらずバリアフリー化基準への適合を義務付けることにより、より広い範囲の建築物のバリアフリー化を推進してきました。

そのため、第4章の委任規定で、条例対象小規模特別特定建築物に対しバリアフリー化基準への適合を義務付け、これまで通りの基準を継続します。これにより、引き続き広い範囲の建築物のバリアフリー化を推進していきます。〔図7〕

図7 小規模バリアフリー化基準の新設前後の基準の継続

令和3年9月30日まで		→	令和3年10月1日から	
	項目			項目
政令	移動等円滑化経路	-----	政令	移動等円滑化経路
	階段、便所、駐車場等			階段、便so、駐車場等
条例	階段、便所等 (政令の基準に付加)	-----	条例	階段、便所等 (政令の基準に付加)

(5) 公立小学校等及び特定建築物に関する読替え(条例第32条)

条例第32条では、公立小学校等及び特別特定建築物に追加した場合の建築物移動等円滑化基準の読替え規定を定めており、公立小学校等及び追加された用途について「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数のものが利用する」と読み替えます。

4. 対象施設等

1) 対象施設(次ページ参照)

「川崎市福祉のまちづくり条例」(以下「条例」という。)は、公共的施設、公共車両等、公共的建築物及び住宅を整備の対象とし、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できる、だれもが住みやすいまちづくりを目指しています。

2) 公共的施設(条例の対象施設で整備基準を定めた施設)

公共的施設は、条例で「官公庁の施設、社会福祉施設、医療施設、教育文化施設、公共交通機関の施設、宿泊施設、商業施設、共同住宅、事務所、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設」と定義し、その詳細は「川崎市福祉のまちづくり条例施行規則」(以下「規則」という。)(第2条/別表第1)で定めています。

公共的施設の新築、新設、増築、改築、用途の変更、大規模の修繕又は大規模の模様替え(以下「新築等」という。)をしようとする者に対しては、整備基準の遵守義務(条例第11条)を課しています。既存施設を設置又は管理する者に対しては、整備基準への適合努力義務(条例第12条)を課しています。また、施設を整備基準に適合させた場合には、設置者又は管理者に対して、その維持及び保全努力義務(条例第13条)を課しています。

3) 指定施設(条例の対象施設で指定施設記載の施設)

指定施設は、事前協議等の手続の対象となる施設で、公共的施設のうち、より公共性の高い施設又は規模の大きい施設を対象としています。

指定施設の新築等をしようとする者には事前協議を義務づけ(条例第15条)、工事を完了したときは、工事完了の届出を義務づけています(条例第17条)。

また、事前協議を行わずに指定施設の工事に着手した者や、協議の内容と異なった工事を行った者に対しての「勧告」(条例第18条)についても規定しています。

4) 規模等の要件について

前述のとおり、指定施設は公共的施設の中から、施設の公共性、公益性を勘案して、規模等の要件により定めています。

その結果、規模等にかかわらず全ての施設を指定施設としたもの(官公庁の施設、公共交通機関の施設等)、用途面積(※1)が一定規模以上のものを指定施設としたもの(商業施設、共同住宅等)、用途面積以外の要件により事前協議等の対象となる整備基準の内容を変えたもの(医療施設の診療所等)があります。

※1 用途面積とは、当該用途に供する部分の床面積の合計であり、バックヤード等の利用者の利用に供しない部分や建物内の駐車場部分等も含まれます。
(実際に整備の対象となるのは、利用者の利用に供する部分のみです。)

5) 一覧表(規則別表第1)

区分	公共的施設	指定施設
1 官公庁の施設	官公庁の施設	全ての施設
2 社会福祉施設	(1) 保育所 (2) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (3) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	全ての施設
3 医療施設	(1) 病院又は診療所(患者の入院施設があるものに限る。) (2) 診療所((1)を除く。)	全ての施設
4 教育文化施設	(1) 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づくもの) (2) 自動車教習所 (3) 博物館、美術館又は図書館 (4) 集会場又は公会堂 (5) その他これらに類する施設	全ての施設
5 公共交通機関の施設	(1) 鉄道の駅 (2) 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第7号に規定する旅客施設	全ての施設
6 鉄道の駅と一体として利用される施設	鉄道の駅と一体として利用される通路、駅前広場その他これらに類する施設(14に該当するものを除く。)	全ての施設
7 宿泊施設	(1) ホテル又は旅館 (2) その他これらに類する施設	当該用途に供する部分の床面積の合計(増築の場合にあっては、増築後の当該用途に供する部分の床面積の合計。以下「用途面積」という。)が500㎡以上の施設
8 商業施設	(1) 銀行その他の金融機関の店舗 (2) ガス小売事業者の営業所及び事務所 (3) 小売電気事業者の営業所及び事務所 (4) 認定電気通信事業者の営業所及び事務所 (5) コンビニエンスストア(物品販売業を営む店舗のうち、用途面積が30㎡以上200㎡未満で、食料品を取り扱い、かつ、1日の営業時間が14時間以上であるものをいう。) (6) 薬局	全ての施設

一覧表(規則別表第1)(続き)

区分	公共的施設	指定施設
8 商業施設 (続き)	(7) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗((5)及び(6)を除く。) (8) 飲食店 (9) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの (10) 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 (11) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	用途面積が200㎡以上の施設
9 共同住宅等	(1) 共同住宅 (2) 寄宿舎又は下宿	用途面積が1,000㎡以上の施設
10 事務所	事務所(1及び8に該当するものを除く。)	用途面積が1,000㎡以上の施設
11 1から10までに掲げる施設に準ずるもの	(1) 地下街その他これに類する施設 (2) 公衆便所(他の用途の施設の附属施設であるものを除く。) (3) 公衆浴場	全ての施設
	(4) 劇場、観覧場、映画館、演芸場又は遊技場 (5) 駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2号に規定する路外駐車場 (6) 展示場 (7) 体育館、水泳場、ボート場その他これらに類する運動施設 (8) 工場	用途面積が300㎡以上の施設 用途面積が500㎡以上の施設 用途面積が1,000㎡以上の施設
12 公共用歩廊	公共用歩廊	用途面積が2,000㎡以上の施設
13 複合施設	1から12までに掲げるものの2以上の異なる用途に供する建築物(異なる用途に供する部分が明確に区分され、出入口等の主要な部分を共有しないものを除く。)	用途面積が1,000㎡以上の施設
14 道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路	
15 公園	(1) 公園及び緑地 (2) 動物園、植物園及び遊園地 (3) その他これらに類する施設	

5. 整備基準

1) 整備基準の位置付け

整備基準は、公共的施設を高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるものとするために必要な基準であり、条例第10条の規定を受けて規則の【別表第2 公共交通機関の施設、鉄道の駅と一体として利用される施設、道路及び公園以外の公共的施設】、【別表第3 公共交通機関の施設】、【別表第4 鉄道の駅と一体として利用される施設】、【別表第5 道路】及び【別表第6 公園】において、整備基準を定めています。

また、既存の施設についてもこの整備基準に適合させるための措置を講ずるよう努める旨の規定を設けています(条例第12条)。

2) 整備基準の適用箇所

整備基準は「1 移動等円滑化経路、2 敷地内の通路、3 出入口…」というように個々の整備項目を掲げていますが、条例の趣旨としては「公共的施設を利用し、サービス等の提供を受ける者(以下、「利用者」という。)が利用する」施設について整備基準を定めています。

したがって、施設の従業員や管理人など、特定の者が利用する部分や通常は一般の利用に供しない部分などについては整備の対象とせず、利用者が利用する施設のうち、これら利用者が実際に利用する部分について、整備基準に適合させることとしています。

ただし、障害者の社会参加のためには、就業者が利用する部分などについてもバリアフリー化されることが望ましいため、条例に基づく義務付けを超えた部分の整備についても、配慮していただくようお願いしているところです。

なお、増築した場合には、既存部分については整備基準への適合義務はありませんが努力義務があります。また、増築部分までの経路についてはバリアフリー化を行う必要がある等、新築の場合と適用範囲が異なるため注意が必要です。



この整備マニュアルは、各公共的施設に共通する内容、基本的な整備内容を説明しています。従って、施設の設置目的から更に整備が必要な箇所、あるいは施設の構造等から配慮が必要な箇所については、各項目の冒頭に示している「整備基準についての基本的考え方」や国土交通省「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を参考に、高齢者、障害者等の利用しやすい施設整備をお願いします。

区分	公共的施設	用途面積 (以上～未満)	整備すべき項目（下行の数字は規則別表第2の整備基準番号を示します）																															
			1	2	3		4	5	6	7	8						9	10	11	12	13	14	15	16	17			18	19					
			移動等円滑化経路	敷地内の通路	(1)内部出入口	(2)外部出入口	廊下等	階段	傾斜路	エレベーターその他の昇降機	(1)利用者の利用に供する便所	(2)床の滑り	(3)車椅子使用者用便房	(4)車椅子使用者用便房	(5)車椅子使用者用便房の構造	(6)水洗器具	(7)ペーパーチエア	(8)(3)、(4)以外の便所の構造	(9)(6)から(8)の便所及び便房の構造	駐車場	レジ通路等	浴室 シャワー室又は更衣室	客室	客席等及び舞台	標識	案内設備	案内設備までの経路	(1)窓口等	(2)スクリーン等	(3)難聴者の聴力を補う設備の設置	カウンター及び記載台	乳幼児等用施設		
4	(1)学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づくもの) (5)その他これらに類する施設	全ての施設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	▲	●					●	●	●	●			▲	●				
		(2)自動車教習所 (5)その他これらに類する施設	1,000㎡未満	●	●	●	※4	※4	※4	※4	※8	●	●	●	●	●	▲	●	▲	●					●	▲	▲	▲			▲	●	▲	
		1,000㎡以上	●	●	●	※4	※4	※4	※4	※8	●	●	●	●	●	●	●	▲	●					●	▲	▲	▲			▲	●	●		
	(3)博物館、美術館又は図書館 (5)その他これらに類する施設	300㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	▲	●	●					●	●	●	●			●	▲	●	▲
		300㎡以上 1,000㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●					●	●	●	●			●	▲	●	▲
		1,000㎡以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●					●	●	●	●			●	▲	●	●
	(4)集会場又は公会堂 (5)その他これらに類する施設	300㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	▲	●	▲	●	●					●	●	●	●			●	▲	●	▲
		300㎡以上 500㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●					●	●	●	●			●	▲	●	▲
		500㎡以上 1,000㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●					●	●	●	●			●	▲	●	▲
		1,000㎡以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●					●	●	●	●			●	▲	●	●
	5	公共交通機関の施設	(1)鉄道の駅 (2)港湾法第2条第5項第7号に規定する旅客施設	公共交通機関の施設に関する整備項目は 市条例施行規則 別表第3(233頁)を参照																														
	6	鉄道の駅と一体として利用される施設	鉄道の駅と一体として利用される道路、駅前広場その他これらに類する施設((14)に該当するものを除く。)	鉄道の駅と一体として利用される施設に関する整備項目は 市条例施行規則 別表第4(238頁)を参照																														
7	宿泊施設	(1)ホテル又は旅館 (2)その他これらに類する施設	500㎡以上 1,000㎡未満	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	▲	●	▲	●					●	●	●	●			●	▲	●	▲	
		1,000㎡以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●					●	●	●	●			●	▲	●	●

- ：整備が必要な項目 ▲：整備に努める項目 用途面積欄 斜体：小規模施設
- ※1：点状ブロック等の基準については不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る
- ※2：不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る
- ※3：移動等円滑化経路について緩和あり
- ※4：点状ブロック等の基準については▲
- ※5：階段の幅の規定なし。点状ブロック等の基準については▲
- ※6：移動等円滑化経路について緩和あり。点状ブロック等の基準については▲
- ※7：制御装置の点字等については不要。それ以外の規定については▲
- ※8：制御装置の点字等については不要。点状ブロック等及びエスカレーター等の基準については▲
- ※9：点状ブロック等及びエスカレーター等の基準については▲
- ※10：4階以上の階を有する施設に限る。2,000㎡以上の場合、籠の幅について緩和あり。
点状ブロック等及びエスカレーター等の基準については▲
- ※11：4階以上の階を有する施設に限る。2,000㎡以上の場合、籠の幅について緩和あり

区分	公共的施設	用途面積 (以上～未満)	整備すべき項目（下行の数字は規則別表第2の整備基準番号を示します）																																	
			1	2	3		4	5	6	7	8					9	10	11	12	13	14	15	16	17		18	19									
			移動等円滑化経路	敷地内の通路	(1) 内部出入口	(2) 外部出入口	廊下等（※1）	階段（※1）	傾斜路（※1）	エレベーターその他の昇降機（※1）	(1) 利用者の利用に供する便所	(2) 床の滑り	(3) 車椅子使用者用便房	(4) 車椅子使用者用便房	(5) 車椅子使用者用便房の構造	(6) 水洗器具	(7) ペーパーチェア	(8) (3)、(4)以外の便所の構造	(9) (6)から(8)の便所及び便房の構造	駐車場	レジ通路等	浴室、シャワー室又は更衣室	客室	客席等及び舞台	標識	案内設備	案内設備までの経路（※2）	聴覚障害者用 (1) 窓口等	視覚障害者用 (2) スクリーン等	難聴者の聴力を補う設備の設置	カウンター及び記載台	乳幼児等用施設				
9	共同住宅等	(1) 共同住宅 1,000㎡以上 2,000㎡未満 2,000㎡以上	●	●	●	※4	※4	※4	※8	●	●	●	●	●	●	▲	●	▲	●	●	●	●	●	▲	▲	▲	●	●	●	▲	▲	●				
			●	●	●	※4	●	●	●	※9	●	●	●	●	●	●	▲	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
	(2) 寄宿舎又は下宿	1,000㎡以上 2,000㎡未満 2,000㎡以上	●	●	●	※4	※4	※4	※10	●	●	●	●	●	●	▲	●	▲	●	●	●	●	●	▲	▲	▲	●	●	●	●	●	●				
			●	●	●	※4	※4	※4	※10	●	●	●	●	●	●	▲	●	▲	●	●	●	●	●	●	▲	▲	▲	●	●	●	●	●	●			
10	事務所	1,000㎡以上	●	●	●	※4	※4	※4	※10	●	●	●	●	●	●	▲	●	▲	●	●	●	●	●	▲	▲	▲	●	●	●	●	●	●				
11	1から10までに掲げる施設に準ずるもの	(1) 地下街その他これに類する施設	1,000㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲			
			1,000㎡以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
		(2) 公衆便所	1,000㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	
			1,000㎡以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		(3) 公衆浴場	300㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	▲	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	
			300㎡以上 500㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	
			500㎡以上 1,000㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲
			1,000㎡以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲
		(4) 劇場、観覧場、映画館、演芸場又は遊技場	300㎡以上 500㎡未満	●	※3	▲	※4	▲	※5	※6	※7	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	
			500㎡以上 1,000㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	
			1,000㎡以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	
		(5) 路外駐車場	500㎡以上 1,000㎡未満	●	●	●	※4	※4	※4	※4	※7	●	●	●	●	●	●	▲	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲
			1,000㎡以上 2,000㎡未満	●	●	●	※4	※4	※4	※4	※8	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲
			2,000㎡以上	●	●	●	※4	●	●	●	※9	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲
		(6) 展示場	500㎡以上 1,000㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	▲	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	
			1,000㎡以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	
(7) 体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設	500㎡以上 1,000㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	▲	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲			
	1,000㎡以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲			
(8) 工場	1,000㎡以上	●	●	●	※4	※4	※4	※10	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
12	公共用歩廊	2,000㎡以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
13	複合施設	1,000㎡以上	●	●	●	●	●	●	※11	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			

- ：整備が必要な項目 ▲：整備に努める項目 用途面積欄 斜体：小規模施設
- ※1：点状ブロック等の基準については不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る
- ※2：不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る
- ※3：移動等円滑化経路について緩和あり
- ※4：点状ブロック等の基準については▲
- ※5：階段の幅の規定なし。点状ブロック等の基準については▲
- ※6：移動等円滑化経路について緩和あり。点状ブロック等の基準については▲
- ※7：制御装置の点字等については不要。それ以外の規定については▲
- ※8：制御装置の点字等については不要。点状ブロック等及びエスカレーターの基準については▲
- ※9：点状ブロック等及びエスカレーターの基準については▲
- ※10：4階以上の階を有する施設に限る。2,000㎡以上の場合、籠の幅について緩和あり。点状ブロック等及びエスカレーターの基準については▲
- ※11：4階以上の階を有する施設に限る。2,000㎡以上の場合、籠の幅について緩和あり

6. 手続きについて

1) 事前協議について

指定施設の新築等を行う場合は、条例第15条の規定により、建築確認申請を要する施設は確認申請をする日の30日前まで、その他の施設は工事に着手する日の30日前までに事前協議を行うと規定していますが、修正が必要となった場合等のため、早めの協議をお願いします。

●事前協議の添付資料等は「福祉のまちづくり条例に基づく協議ガイド」をご覧ください。

2) 工事の完了について

工事の完了後速やかに、条例第17条第1項の規定により工事完了届を提出してください。工事完了届により、完了検査を行い、検査結果を通知します。

3) 整備基準適合証の交付について

工事完了検査の結果、整備基準に適合しているときは、適合証の交付を請求することができます(条例第14条)。この場合、適合証交付請求書に規則第4条第2項に定める図書の添付は不要です。

なお、公共的施設のうち、事前協議の対象とならない施設や、既存の施設についても整備基準に適合していれば、適合証の交付を請求することができます。



4) 整備済ステッカーについて

工事完了検査の結果、整備基準を遵守した公共的施設に、整備済ステッカーを交付します。

施設管理者の皆様におかれましては、施設の受付や主要な入り口等の見やすい場所へのステッカーの掲示をお願いします。

